

次世代医療基盤法に基づく認定仮名加工医療情報作成事業者の認定を取得

1. 概要

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（東京都文京区、代表理事：茂松茂人）（以下「J-MIMO」）は、2024年12月13日、次世代医療基盤法に基づき、認定仮名加工医療情報作成事業者（以下「認定仮名加工作成事業者」）の認定を取得しました。J-MIMOは、認定医療情報等取扱受託事業者（以下「認定受託事業者」）として仮名加工医療情報の取扱いを可能とする変更の届出済であるICI株式会社（以下「ICI」）及び日鉄ソリューションズ株式会社（以下「NSSOL」）と連携し、仮名加工医療情報の取扱いを開始します。

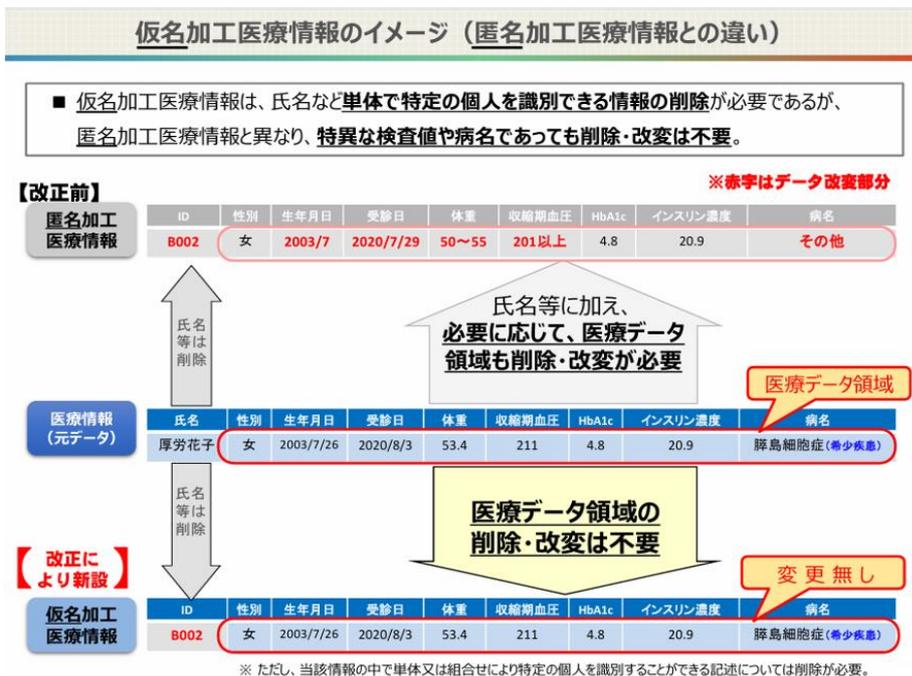
仮名加工医療情報では、匿名加工医療情報とは異なり、情報を相互に連結する符号や特異な記述等の削除等が不要なことから、以下の取扱いが可能となります。このため、研究者や製薬企業等の利活用者の更なるニーズに応えられる体制を構築して参ります。

- ① 希少な症例についてのデータ提供
- ② 同一対象群に関する継続的・発展的なデータ提供
- ③ 薬機法に基づく調査のための仮名加工医療情報の再識別（原データ確認）

2. 仮名加工医療情報について

仮名加工医療情報は、2024年4月に改正施行された次世代医療基盤法において、認定仮名加工作成事業者による取扱いが可能となりました。氏名など単体で特定の個人を識別できる情報の削除が必要ですが、高度な安全管理措置を前提として、匿名加工医療情報と異なり、特異な検査値や病名であっても削除・変更は不要であるというのが特徴です。

【図表1】



（出典：内閣府HP）

そのため、従来の匿名加工医療情報では難しかった以下の取扱いが可能となります。

- ① 希少な症例についてのデータ提供
- ② 同一対象群に関する継続的・発展的なデータ提供
- ③ 薬機法に基づく調査のための仮名加工医療情報の再識別（原データ確認）

なお、仮名加工医療情報を利活用できるのは、利用能力・安全管理措置などの基準を満たしていることを主務府省が認定した利活用に限定されており、個人情報を含む元データの安全性は厳格に守られます。

J-MIMO では、医療機関や地方公共団体、研究機関等から医療情報、健診情報、介護情報、死亡情報、生活情報を安全に収集・統合し、診療支援や臨床研究を通じて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進することで、安全・安心な医療提供体制の構築、医療の質向上並びに健康長寿社会の形成に資することを事業目的としています。仮名加工医療情報の取扱いにより、薬事目的利用を含め、主務府省が認定した利活用户（アカデミア・製薬企業等を想定）による利活用を一段と支援して参ります。

3. お問い合わせ先

(ア) J-MIMO 及び相談センターについて

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構 (<https://www.j-mimo.or.jp/>)

お問い合わせ窓口（全般的なお問合せ）

電子メール: toiawase@j-mimo.or.jp

電話: 03-5981-9099

認定事業管理情報等相談センター（保有個人データの取扱い等認定事業の実施に関するご相談等）

電子メール: soudan@j-mimo.or.jp

電話: 0120-356-396

(イ) ICI について

ICI 株式会社 (<https://www.ici-inc.co.jp/>)

TEL: 03-5981-9591

e-mail: contact@ici-inc.co.jp

ⁱ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）。